

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

留保金課税が不適用となる場合

Q : 当社は、社長が株式の90%を所有する同族会社で、社長からは出資のほかに多額の借入れも受けています。昨年の税制改正で、自己資本比率が50%以下であれば留保金課税が免除されることとなりましたが、社長からの借入金も自己資本比率に関係しますか？

A : 社長からの借入金も自己資本に含まれるため、社長からの借入金も含めた自己資本比率が50%以下であれば、留保金課税が免除されます。

【解説】

留保金課税とは、多数の株主を有する会社と異なり個人的影響力の大きい同族会社が、配当に対する高率の所得税課税を免れるために、個人に対する配当をおさえて会社に利益を留保することのないよう、留保所得に対して特別な課税を行おうとするものですが、同族会社のうち自己資本比率（総資産に占める自己資本の割合）が50%以下である中小法人には、適用がないこととされています。

この場合の自己資本とは、①資本の金額②資本積立金額及び利益積立金額③同族株主等に対する負債（借入金その他利子の支払いの基因となるものに限る）とされ、社長からの借入金も含まれることとなっています。

したがって、貴社の場合、社長からの借入金も含めた自己資本比率が50%以下であれば、留保金課税は免除されます。

